

株式交換に係る事前開示書面

(会社法794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

2023年10月3日

株式会社京都フィナンシャルグループ

株式交換に係る事前開示事項

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

株式会社京都フィナンシャルグループ

代表取締役社長 土井 伸宏

当社は、2023年10月2日付で京銀リース・キャピタル株式会社（以下、京銀リース・キャピタル）との間で締結した株式交換契約（以下、本株式交換契約）を締結し、2023年10月31日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、京銀リース・キャピタルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条1項4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

京銀リース・キャピタルは、2023年10月2日開催の取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。

② 吸収分割契約の締結

京銀リース・キャピタル及び京都キャピタルパートナーズ株式会社（以下、京都キャピタルパートナーズ）は、2023年10月2日付で京銀リース・キャピタルを吸収分割会社、京都キャピタルパートナーズを吸収分割承継会社、2023年11月7日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割により、京銀リース・キャピタルが有する権利義務は、当該吸収分割契約の定める範囲において京都キャピタルパートナーズに承継される予定です。な

お、当該吸収分割は、当社が京銀リース・キャピタル及び京都キャピタルパートナーズの発行済株式のすべてを直接保有していることを条件として、効力が発生するものとします。また、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第4号）

（1）株式交換完全親会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社及び株式会社京都銀行（以下、京都銀行）は、2023年10月2日付で、同日を効力発生日として、京都銀行から当社に対する、京都銀行の保有する京銀リース・キャピタルの普通株式全ての現物配当を実施いたしました。

（2）株式交換完全親会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙4のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換は会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

株式会社京都フィナンシャルグループ（以下、「甲」という。）及び京銀リース・キャピタル株式会社（以下、「乙」という。）は、2023年10月2日付けで、次のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- 甲（商号）：株式会社京都フィナンシャルグループ
（住所）：京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
- 乙（商号）：京銀リース・キャピタル株式会社
（住所）：京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の株式の総数に262を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式262株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
- 3 甲が前二項に従い本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により甲の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年10月31日とする。但し、本株式交換の手の続の進行等に応じて必要が有るときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があつたものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（善管注意義務等）

- 1 甲及び乙は、本締結日後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産管理を行い、その財産及び権利義務について重大な影響を及

ばす行為については、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行うものとする。

- 2 乙は、乙が基準時の直前において有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日の前日迄に開催する乙の取締役会決議により、基準時の直前をもって消却するものとする。

第8条（本契約の変更等）

本締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、（i）甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに第6条第1項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、（ii）乙において、効力発生日の前日までに第6条第2項に定める株主総会の承認を得られなかったとき、（iii）国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生を含むがこれに限られない。）が得られなかったとき、又は（iv）前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

第11条（管轄裁判所）

本契約に関し紛争が生じたときは、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年10月2日

甲 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社京都フィナンシャルグループ
代表取締役社長 土井 伸宏

乙 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京銀リース・キャピタル株式会社
代表取締役社長 竹中 伸一

別紙2 会社法768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

当社は、本株式交換における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	京銀リース・キャピタル (株式交換完全子会社)
株式交換に係る交換比率	1	262

①株式交換比率

京銀リース・キャピタル普通株式1株に対し、当社の普通株式262株を割当て交付します。ただし、本株式交換の効力発生の直前時に当社が保有する京銀リース・キャピタルの普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

②本株式交換により交付する当社株式数

当社普通株式105,324株（予定）

なお、割当交付する株式には、当社が保有する自己株式を充当し、新たに株式を発行する予定はありません。

2. 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方等

- ①上記「2.（3）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たっては、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び京銀リース・キャピタルから独立した第三者機関である株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG FAS」といいます。）を第三者算定機関として選定しました。

なお、KPMG FASは、当社及び京銀リース・キャピタルの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

- ②KPMG FASは、当社の普通株式については、京都銀行による単独株式移転に伴い当社の普通株式が東京証券取引所にテクニカル上場されることから、京都銀行の上場株価に基づき株式市価法による算定を行いました。京銀リース・キャピタルの普通株式については、非上場株式であることを勘案した上で、ディスカунテッド・キャッシュフロー法の一手法であり、事業運営上必要と考えられる資本構成を維持した上で必要留保額を上回る部分は株主に分配可能であるとみなし、当該分配可能とみなした額を株主資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法である配当割引モデル法（DDM法）を採用して算定を行いました。

なお、株式市価法については、2023年9月27日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1か月間、算定基準日までの3か月間、算定基準日までの6か月間の各期間における京都銀行株式の終値平均株価、を算定の基礎としております。また、KPMG FASが算定の基礎として用いた京銀リース・キャピタルの将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換の株式交換比率の算定レンジは234.28～293.68となります。

- ③当社は、KPMG FASから提出を受けた株式交換比率算定結果を参考に交換比率を慎重に検討し、両社の財産及び事業の状況、その他諸般の事情を総合的に考慮して当事者間で協議・交渉を行った結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、両社の取締役会において本株式交換比率を決定しました。なお、本株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議の上、変更することがあります。
- ④また、京銀リース・キャピタルの取締役のうち、当社から派遣する2名は、本株式交換契約の締結に関する審議及び決議には参加しておりません。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- (1) 増加する資本の額 金0円
- (2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金0円

以上

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

次ページ以降をご参照ください。

[報告事項]

第 3 8 期事業報告

(自 2 0 2 2 年 4 月 1 日 至 2 0 2 3 年 3 月 3 1 日)

京銀リース・キャピタル株式会社

第38期事業報告

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限は緩和されたものの、軍事侵攻に伴う資源・食料価格の高騰や、各国中央銀行による金融政策の転換により、先行き不透明な状況が続きました。

こうした中、わが国経済におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染防止と経済活動との両立を図り、持ち直しの動きがみられているものの、供給不足・物価上昇の問題により、引き続き厳しい状況下で期を終えることになりました。

このような環境下、当社は役職員一体となり、リース業務を中心とする営業を積極的に推進し、一方で各企業の設備投資意欲も徐々に戻りつつある状況下、次のような業績により着地することとなりました。

まず、リース業務におきましては親会社京都銀行との連携を強化し、新規先の開拓、既存先の深耕等営業基盤の拡充に努めておりますが、取引先数は前期比44先減少の2,538先となりました。また契約額は前期比279百万円増加の5,342百万円となりました。検収額につきましては、前期比546百万円増加の5,067百万円に増加いたしました。

また、キャピタル業務におきましては、ファンド総額30億円の事業承継専用ファンド「京銀Next Stage」を通して4先に1,260百万円、同じくファンド総額20億円の「京銀輝く未来応援ファンド3号forSDGs」を通して、8先288百万円の投資を行いました。この結果、投資先は先に設立しておりました「京銀輝く未来応援ファンド1号」、「京銀輝く未来応援ファンド2号」の投資分を含めて56先、投資額累計は3,760百万円となりました。

次に損益状況につきましては、前期にありました株式売却益190百万円が剥落しましたが、リース部門の売上総利益の改善や、ファンドの成功報酬等により、経常利益につきましては前期比147百万円減少の402百万円となりました。また割賦収益認識基準変更に伴い特別利益40百万円を計上し、当期純利益は前期比69百万円減少の292百万円となりました。

なお、来期におきまして持株会社化が予定される中、今までに増して親会社京都銀行との連携を一層強化し、新規先の開拓、既存先の深耕等営業基盤の拡充に努めてまいります。

株主様への利益還元につきましては、安定的な配当を継続して行うこと、ならびに内部留保の充実による経営体質の強化を図ることを基本としております。

(2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	第35期	第36期	第37期	第38期
リース資産	12,772	12,773	12,585	12,641
割賦債権	2,305	1,992	1,633	1,353
リース等資産	15,077	14,765	14,219	13,994
有価証券	1,348	1,555	1,287	1,588
リース部門売上	5,533	5,702	5,654	5,470
有価証券部門売上	67	94	323	303
売上合計	5,601	5,797	5,977	5,773
営業利益	272	327	548	400
経常利益	273	333	549	402
当期純利益	181	220	362	292
純資産	4,884	5,235	5,438	5,921

(3) セグメント別のリース等資産残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
本 社	9,579	9,233	8,299	8,646
福知山営業部	1,186	1,095	1,056	1,033
阪神営業部	2,229	2,417	2,942	2,953
滋賀営業部	2,081	2,019	1,921	1,362
合 計	15,077	14,765	14,219	13,994

(4) 対処すべき課題

わが国では、少子化・高齢化や経済のグローバル化など社会・経済の構造変化が大きく進む中、日本銀行の金融緩和政策継続によるリース利回の低下など、当社を取り巻く経営環境は今後も厳しさを増すものと予想しております。

来期は新中期経営計画（２０２３年４月～２０２６年３月）のスタートの年度でもあり、「新規取引先の開拓並びに解消先の復活フォロー」と「既存先への取引肉付け」を重点施策として取り組んでまいります。一方で信用リスクの管理については、自己査定の適正な運用、リスクに見合った金利設定等を徹底して、健全な財政状態の維持に努めます。また投資部門におきましても、親会社京都銀行営業エリア内の将来成長が期待できる創業企業やベンチャー企業、および事業承継案件に対して積極的に投資を行ってまいります。

また、当社の更なる成長のため、人材の高齢化に備え、若手社員の確保・育成も必要と考えます。

京都銀行グループ会社として、役職員一同、さらに研鑽に励み、真摯に課題に取り組んで参りますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（５）主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、リース及び割賦販売業務、ならびに株式・社債等の投資業務であります。

（６）主要な営業所ならびに使用人の状況

①主要な営業所

本社・・・京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町７３１番地

②使用人の状況

	前期末	当期末	前期末比増減
従 業 員	３７名	３９名	＋２名

（注）親会社京都銀行からの出向者含む。

（７）親会社の状況

当社の親会社は、株式会社京都銀行であり、当社の株式の５０．０％を保有しています。

また、当社は親会社との間でリース契約取引がありますが、当期（３８期）の売上高におけるその割合は全体の２．６％にとどまります。

（８）主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株式会社京都銀行	８，１７６百万円

（総借入の９７．７％）

２．株式に関する事項

（１）発行可能株式数 ４，０００株

（２）発行済株式の総数 １，３２０株

(3) 当事業年度末の株主数 4名

(4) 株主

株 主 名	持 株 数
株式会社京都銀行	6 6 0 株
京友商事株式会社	2 5 8 株
株式会社大和証券グループ本社	2 5 8 株
株式会社ケーケーシー情報システム	1 4 4 株

3. 会社役員に関する事項

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	竹中 伸一	
取締役統括営業部長	山田 耕治	
取締役（非常勤）	安井 幹也	(株)京都銀行常務取締役
取締役（非常勤）	本政 悦治	(株)京都銀行執行役員経営企画部長
取締役（非常勤）	上垣 健一	(株)京都銀行執行役員融資審査部長
取締役（非常勤）	川勝 隆	(株)京都銀行執行役員営業本部長
監査役（非常勤）	安藤 浩行	(株)京都銀行監査役

(注) 当事業年度中の会社役員の異動は次のとおりであります。

2022年6月30日付	取締役	就任	安井 幹也
	取締役	就任	川勝 隆

2022年6月30日付	取締役	退任	田中 基義
-------------	-----	----	-------

[決議事項]

第1号議案

第38期 計算書類

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

京銀リース・キャピタル株式会社

第38期 決算貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,301,076,358	流動負債	7,297,328,421
現金及び預金	277,811,456	買掛金	814,691,097
割賦債権	1,353,582,124	短期借入金	5,800,000,000
未収リース料	1,070,702	長期借入金	179,846,000
リース債権	499,933,708	(1年以内返済予定)	
リース投資資産	12,141,152,796	未払金	421,190
前渡金	1,200,000	リース債務	321,341,300
前払費用	34,235,011	未払法人税等	16,822,600
未収収益	10,678,410	未払費用	25,362,761
未収入金	9,730,785	預り金	3,953,444
未収消費税	25,830,630	前受収益	95,628,158
貸倒引当金	△ 54,149,264	賞与引当金	17,641,800
		前受リース料	1,865,516
		その他の流動負債	19,754,555
固定資産	1,685,211,866	固定負債	2,767,280,742
有形固定資産	10,080,843	長期借入金	2,387,080,000
社用資産	10,080,843	退職給付引当金	16,832,200
車両	3,905,501	長期仮受消費税	118,822,036
建物附属設備	4,460,604	預り保証金	19,516,200
器具・備品	1,714,738	繰延税金負債	225,030,306
無形固定資産	16,413,937	負 債 合 計	10,064,609,163
社用ソフトウェア	15,219,885	純 資 産 の 部	
電話加入権	1,194,052	株主資本	5,445,966,700
投資その他の資産	1,658,717,086	資本金	100,000,000
投資有価証券	1,588,195,573	資本剰余金	5,040,000
破産更生債権等	9,680,634	資本準備金	5,040,000
出資金	52,368,083	利益剰余金	5,340,926,700
リサイクル預託金	17,703,430	利益準備金	25,000,000
会員権	6,000,000	その他利益剰余金	5,315,926,700
貸倒引当金	△ 15,230,634	別途積立金	2,500,000,000
		繰越利益剰余金	2,815,926,700
		評価・換算差額等	475,712,361
		その他有価証券評価差額金	475,712,361
		純 資 産 合 計	5,921,679,061
資産合計	15,986,288,224	負債及び純資産合計	15,986,288,224

第38期 決 算 損 益 計 算 書

〔 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで 〕

(単位:円)

科 目	金 額
売 上 高	<u>5,773,496,009</u>
リース料収入	4,806,553,488
割賦収入	379,095,485
投資有価証券収入	309,229,060
その他の収入	<u>278,617,976</u>
売 上 原 価	<u>4,806,362,993</u>
リース原価	4,207,388,133
割賦原価	335,826,695
有価証券売却原価	5,806,600
その他の原価	224,150,821
資金原価	<u>33,190,744</u>
売 上 総 利 益	<u>967,133,016</u>
販売費及び一般管理費	<u>566,847,293</u>
営 業 利 益	<u>400,285,723</u>
営 業 外 収 益	<u>2,501,819</u>
受入手数料	1,545
リース債権等取立益	1,964,581
雑収入他	<u>535,693</u>
営 業 外 費 用	<u>279,630</u>
雑損失	279,630
経 常 利 益	<u>402,507,912</u>
特 別 利 益	<u>40,395,222</u>
その他の特別利益	<u>40,395,222</u>
税引前当期純利益	<u>442,903,134</u>
法人税・住民税及び事業税	<u>116,284,080</u>
法人税等調整額	<u>33,858,702</u>
当期純利益	<u>292,760,352</u>

第38期 株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：円）

(単位:円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益 剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
前期末残高	100,000,000	5,040,000	5,040,000	25,000,000	2,500,000,000	2,529,766,348	5,054,766,348	5,159,806,348
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当						△ 6,600,000	△ 6,600,000	△ 6,600,000
別途積立金の積立								
当期純利益						292,760,352	292,760,352	292,760,352
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	0	0	0	0	0	286,160,352	286,160,352	286,160,352
当期末残高	100,000,000	5,040,000	5,040,000	25,000,000	2,500,000,000	2,815,926,700	5,340,926,700	5,445,966,700

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換 算 差 額 等 合 計	
前期末残高	278,829,055	278,829,055	5,438,635,403
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			△ 6,600,000
別途積立金の積立			
当期純利益			292,760,352
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	196,883,306	196,883,306	196,883,306
当期変動額合計	196,883,306	196,883,306	483,043,658
当期末残高	475,712,361	475,712,361	5,921,679,061

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 投資有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 賃貸資産

リース資産・・・・・・・・・・ リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価格を残存価格とする定額法（リース期間定額法）により処理しております。

ソフトリース資産・・・・・・ リース期間を償却年数とする定額法により処理しております。

② 社用資産

有形固定資産・・・・・・・・・・ 税法基準の償却率による定率法により処理しております。
なお、平成28年度税制改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

無形固定資産・・・・・・・・・・ ソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法により処理しております。

(3) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金・・・・・・・・・・ 貸倒引当金は担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額および債務者の支払い能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

割賦債権およびその他の債権についても同様の基準により計上しております。

② 賃貸資産処分損引当金・・・・ リース契約の解約等によるリース資産の処分損失に備えるため、保険による回収可能見込額、物件の処分可能見込額、および契約者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③ 投資有価証券損失引当金・・・・ 投資有価証券損失引当金は発行会社の資産内容および担保保証の状況等総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

④ 賞与引当金・・・・・・・・・・ 従業員の賞与の支給に備えるため、支給額見積り方式により計上しております。

⑤ 退職給付引当金・・・・・・・・ 従業員の退職金の給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引当しております。

(4) 売上高・売上原価の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る売上高および原価の計上基準

リース料の受取時（またはリース料を収受すべき時）に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

③ 割賦販売取引に係る売上高および原価の計上基準

割賦販売取引実行時に、元本部分の売上と売上原価を一括計上し、利息相当額の計上方法については、利息法としております。

尚、「収益認識に関する会計基準」の適用により、割賦基準が認められないことから、既存契約金利相当分の利息法への切替影響額について特別利益に計上しております。

(5) 消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式	株	株	株	株
普通株式	1, 3 2 0	—	—	1, 3 2 0
合 計	1, 3 2 0	—	—	1, 3 2 0

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通株式	6,600,000 円	5,000 円	2022年 3月31日	2022年 6月30日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年6月30日開催の定時株主総会に普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	6,600,000 円	5,000 円	2023年 3月31日	2023年 6月30日

*配当金の効力が生じる日は2023年6月30日ですが、手続上、振込日は2023年7月3日となります。

リース個別注記（２０２３年３月３１日）

ファイナンス・リース取引

１．リース投資資産の内訳

項 目	金 額
リース料債権部分	１３，３３９ 百万円
見積残存価額部分	１ 百万円
受取利息相当額	△１，１９８ 百万円
合 計	１２，１４１ 百万円

２．リース債権およびリース投資資産にかかるリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

	リース債権	リース投資資産にかかる リース料債権部分
１年以内	１１９ 百万円	４，１７６ 百万円
１年超２年以内	１０１ 百万円	３，２９６ 百万円
２年超３年以内	９５ 百万円	２，４６０ 百万円
３年超４年以内	１８８ 百万円	１，６６７ 百万円
４年超５年以内	４ 百万円	９８９ 百万円
５年超	７ 百万円	７４８ 百万円
合 計	５１６ 百万円	１３，３３９ 百万円

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

	金 額
１年以内	３６ 百万円
１年超	１１ 百万円
合 計	４７ 百万円

以 上

2023年4月25日

監 査 役 監 査 報 告

京銀リース・キャピタル株式会社

監査役 安 藤 浩 行 ⑩

第38期事業年度の計算書類とその附属明細書の監査について、次のとおり報告します。なお、当社では、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあり、監査役は事業報告を監査する権限がありません。

1. 監査の方法及びその内容

会計帳簿その他会計に関する重要な文書を閲覧し、当社の取締役から、会計に関する職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2. 監査の結果

計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

以 上

別紙 4 株式交換完全親会社の成立の日における貸借対照表の内容

(注) 株式会社京都フィナンシャルグループは、株式会社京都銀行の単独株式移転により、2023年10月2日に設立された会社であり、その貸借対照表の内容は株式会社京都銀行の2023年9月30日時点の貸借対照表が確定することにより、確定いたします。そのため、以下の貸借対照表は、2023年6月30日（2024年3月期第1四半期）時点の株式会社京都銀行の貸借対照表に基づき試算したものととなります。

株式会社京都フィナンシャルグループ

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	264,018,020	株主資本	487,094,828,653
未収入金	264,018,020	資本金	40,000,000,000
【固定資産】	487,094,828,653	資本剰余金	447,094,828,653
投資その他の資産	487,094,828,653	資本準備金	10,000,000,000
関係会社株式	487,094,828,653	その他資本剰余金	437,094,828,653
		新株予約権	264,018,020
資産の部合計	487,358,846,673	純資産の部合計	487,358,846,673